

令和2年度定期監査（第1回財務等監査）の結果に関する措置等について

（令和2年12月25日現在）

- 1 監査の期間 令和2年8月3日から同年10月5日まで
- 2 監査対象年度 令和2年度事務（令和2年6月30日現在）、補助金の交付事務及び委託等の契約事務については、令和元年度事務を含む。

3 指摘に対する措置

指摘の概要	担当局部課	措置内容又は措置方針等	措置分類
<p>(1) [指摘事項]</p> <p>鹿児島市会計規則第26条第1項によると、出納員等が現金領収帳を収納取扱員に交付するときは現金領収帳受払整理簿に記載することとなっている。また、交付された現金領収帳の表紙に収納出納員交付年月日を記載するとともに、収納出納員及び収納取扱員の使用印を押印することとなっている。</p> <p>しかしながら、市税に係る諸証明手数料用に使用している現金領収帳1冊について、現金領収帳受払整理簿に記載がなく、また、現金領収帳の表紙に交付年月日の記載及び収納出納員の押印がなかった。</p>	<p>総務局 税務部 松元税務課</p>	<p>現金領収帳に係る払出事務処理については、払出の際に受払整理簿への記載が必須であること等に対する認識の欠如が主な原因である。</p> <p>このため、令和2年8月19日に現金領収帳の取扱いについて、適正な事務処理を行うよう、課長から所属職員全員に指導を行った。また、現金領収帳の受払整理簿への記載と、現金領収帳の表紙に交付年月日の記載及び収納出納員の押印を行った。</p> <p>（通知受理日：令和2年12月14日）</p>	<p>措置済</p>
<p>(2) [指摘事項]</p> <p>会計規則第32条第4項によると、収入事務受託者は歳入を収納したときは、現金領収証書等を納入者に交付しなければならない。第6項によると、受託収納内訳書及び関係書類を主管課長に送付しなければならない。この場合において、主管課長は、収納金について関係書類により検査確認しなければならないとあるが、桜島海づり公園使用料の超過時間分釣り料について、収入事務受託者は、金銭登録機が故障していた期間（令和元年8月18日～令和2年8月31日）中、納入者に現金領収証書の交付を行っておらず、また、主管課長は、この事実を見過ごし、必要な検査確認を怠っていた。</p>	<p>産業局 農林水産部 生産流通課</p>	<p>現金領収証書の交付をしていなかったことについては、収入事務受託者が収納事務に対しての認識が不足していたことや生産流通課においては、必要な検査確認等が不十分であったことが主な原因である。</p> <p>このため、生産流通課長が、収入事務受託者に対し、適切な収納事務を行うよう、令和2年10月7日に文書で通知した。</p> <p>また、当課において、令和2年10月に二重のチェック体制を整え、11月に関係職員に対して、「会計事務の手引き」を配布し、適切な事務執行に努めるよう指導した。</p> <p>（通知受理日：令和2年12月9日）</p>	<p>措置済</p>

#### 4 意見に対する見解

意見	担当局部課	見解
<p>(1) [意見]</p> <p>平成11年に市民のインターネット利用の機会の提供を目的に設置した公衆端末については、現在各支所等に8台配備しているが、WEB閲覧機能を搭載した携帯電話の普及により所期の目的は達成したものと推察されることから、設置継続の必要性について検討されたい。</p>	<p>総務局 総務部 情報システム課</p>	<p>「光ブロードバンド整備促進事業」により、令和2年度に市内全域の光回線整備が終了することから、各支所等のリース満了に合わせて全ての公衆端末を撤去する予定である。 (通知受理日:令和2年12月14日)</p>
<p>(2) [意見]</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、国において住居確保給付金の申請要件を緩和したことから、本市の4月から6月までの相談件数は対前年度比で4.2倍(25件⇒1,062件)、給付件数は3.0倍(7件⇒207件)と激増している。感染症の収束が見通せない中、状況に応じて相談体制の充実を図るなど迅速かつ適切に対応されたい。</p>	<p>健康福祉局 福祉部 保護第一課</p>	<p>住居確保給付金の相談体制については、申請業務に当たる自立相談員に加え、職員による応援体制を整えたほか、事務補助員を増員したところであり、今後とも状況に応じた相談体制の充実を図っていく。 (通知受理日:令和2年12月14日)</p>
<p>(3) [意見]</p> <p>桜島海づり公園使用料の不適切な事務処理は、収納事務に関する認識不足と検査確認の形骸化に起因していると考えられる。主管課長は、収入事務受託者への指導を含め組織として財務に関する事務が適切に執行されるよう、リスクに係る内部統制の整備、運用に取り組みされたい。</p>	<p>産業局 農林水産部 生産流通課</p>	<p>収入事務受託者に対しては、適切な収納事務を行うよう文書で指導を行った。また、生産流通課においては、関係職員に「会計事務の手引き」を再読させるとともに、複数の職員によるチェック体制を整えたところであり、今後とも適切な事務執行のため必要な措置を講じていく。 (通知受理日:令和2年12月9日)</p>
<p>(4) [意見]</p> <p>旧鹿児島紡績所技師館(異人館)については、令和2年度中に周辺整備工事を完了する予定である。現在、施設の管理運営については、入館料収納業務、警備業務及び植栽管理等の業務を個別に委託しているが、整備完了後の指定管理者制度の導入並びに磯周辺地区の民間施設と連携した共通チケットの導入可能性について検討されたい。</p>	<p>教育委員会 管理部 文化財課</p>	<p>旧鹿児島紡績所技師館(異人館)の指定管理者制度の導入及びその時期については、今後計画している外壁の修復等の状況も踏まえ、検討を行っていく。 また、民間施設と連携した共通チケットの導入については、今後、調査・研究したい。 (通知受理日:令和2年12月11日)</p>